別記4中「第129条各項」を「第128条の5各項」に、「防火戸、シャッター」を「防火扉、防火シャッター」に改め、同㉙の欄を削り、同㉚の欄中「防火戸の」を「防火扉の」に改め、同欄を同㉙の欄とし、同㉛の欄中「本体」を「常閉防火設備の本体」に改め、同欄を同㉚の欄とし、同㉜の欄中「防火設備の」を「常閉防火設備の」に改め、同欄を同㉛の欄とし、同㉝の欄中「閉鎖」を「常閉防火設備の閉鎖」に改め、同欄を同㉜の欄とし、同㉞の欄中「常時閉鎖の防火戸」を「常閉防火扉」に改め、同欄を同㉝の欄とし、同5㉐の欄から㉒の欄まで中「付室」を「付室等」に改め、同㉝の欄から㉟の欄まで中「乗降ロビー」を「乗降ロビー等」に改め、同注意③中「別記第36号の2の4様式」を「別記第36号の2様式」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

**○国土交通省告示第七百四号**

建築基準法施行令及び地方自治法施行令（平成二十八年政令第六号）の施行に伴い、並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条第三項第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に基づき、階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十五日　国土交通大臣　石井　啓一

制定文中「第百二十九条の二第三項第一号」を「第百二十九条第三項第一号」に改める。

第一中「第百二十九条の二第三項第一号イ」を「第百二十九条第三項第一号イ」に改める。

第二第一項中「第百二十九条の二第三項第一号ロ」を「第百二十九条第三項第一号ロ」に改める。

第三第一項中「第百二十九条の二第三項第一号ハ」を「第百二十九条第三項第一号ハ」に改め、同第三項中「第百二十九条第一項第二号」を「第百二十九条の五第一項第二号」に、「第百二十九条第一項第一号」を「第百二十八条の五第一項第一号」に改める。

第四第一項中「第百二十九条の二第三項第二号」を「第百二十九条第三項第二号」に改める。

第五中「第百二十九条の二第三項第四号イ」を「第百二十九条第三項第四号イ」に改める。

第六中「第百二十九条の二第三項第四号ロ」を「第百二十九条第三項第四号ロ」に改める。

第七第一項中「第百二十九条の二第三項第四号ハ」を「第百二十九条第三項第四号ハ」に改める。

第八第一項中「第百二十九条の二第三項第五号」を「第百二十九条第三項第五号」に改め、第八に次の一項を加える。

4　直通階段に通ずる出入口を有する室は、当該直通階段が令第百二十三条第三項に規定する特別避難階段である場合にあっては、同項第三号から第十号（バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口に係る部分に限る。）まで（これらの規定中バルコニー又は付室に係る部分に限る。）に定める構造とした室とする。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

**○国土交通省告示第七百五号**

建築基準法施行令及び地方自治法施行令（平成二十八年政令第六号）の施行に伴い、並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の二第四項第二号及び第三号の規定に基づき、全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十五日　国土交通大臣　石井　啓一

制定文中「第百二十九条の二の二第三項第二号」を「第百二十九条の二第四項第二号」に改める。

第一中「第百二十九条の二の二第三項第二号イ」を「第百二十九条の二第四項第二号イ」に改める。

第二第一項中「第百二十九条の二の二第三項第二号ロ」を「第百二十九条の二第四項第二号ロ」に改める。

第三第一項中「第百二十九条の二の二第三項第二号ハ」を「第百二十九条の二第四項第二号ハ」に改める。

第四第一項中「第百二十九条の二の二第三項第三号」を「第百二十九条の二第四項第三号」に改め、同第二項イ中「第百二十九条第一項第二号」を「第百二十八条の五第一項第二号」に、「第百二十九条第一項第一号」を「第百二十八条の五第一項第一号」に改め、第四に次の一項を加える。

5　直通階段に通ずる出入口を有する室は、当該直通階段が令第百二十三条第三項に規定する特別避難階段である場合にあっては、同項第四号から第九号まで（これらの規定中バルコニー又は付室に係る部分に限る。）に定める構造とした室とする。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

**○国土交通省告示第七百六号**

建築基準法施行令及び地方自治法施行令（平成二十八年政令第六号）及び建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）の施行に伴い、建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十五日　国土交通大臣　石井　啓一

制定文中「建築設備等（昇降機及び遊戯施設」を「建築設備（昇降機」に改め、「（以下「定期検査」という。）」を削り、「定期点検」を「定期検査等」に改める。

題名中「建築設備等（昇降機及び遊戯施設」を「建築設備（昇降機」に、「方法並びに」を「方法及び」に改める。

第二第一項中「定期検査及び定期点検」を「定期検査等」に改め、「及び排水設備」の下に「（以下「換気設備等」という。）」を加え、「、定期点検」を「、法第十二条第四項に規定する点検」に改め、同項ただし書中「施行規則第六条第二項又は第六条の二第一項に掲げる検査又は点検」を「定期検査等」に改め、同第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた換気設備等に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第三中「換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備」を「換気設備等」に改める。

別表第二一中「第百二十三条第三項第一号に規定する付室、令第百二十九条の十三の三第三項に規定する乗降ロビー」を「第百二十三条第三項第二号に規定する階段室又は付室、令第百二十九条の十三の三第十三項に規定する昇降路又は乗降ロビー」に改め、同㈨の項に係る欄中「第百二十三条第三項第一号、」を「第百二十三条第三項第二号若しくは第百二十九条の十三の三第十三項（これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。）又は」に改め、「又は第百二十九条の十三の三第三項第二号」を削り、「第百二十九条の二第一項又は第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項又は第百二十三条第三項第一号」を「、令第百二十三条第三項第二号」に改め、同(一)の項、(十五)の項、(十八)の項、(二十三)の項から(二十五)の項まで、(三十四)の項、(三十八)の項、(三十九)の項、(四十三)の項、(四十五)の項、(四十八)の項及び(五十一)の項中「第百二十九条の二第一項又は第百二十九条の二の二第一項」を「第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項」に改め、同表二中「第百二十三条第三項第一号」を「第百二十三条第三項第二号」に、「付室」を「階段室又は付室」に、「第百二十九条の十三の三第三項」を「第百二十九条の十三の三第十三項」に、「乗降ロビー」を「昇降路又は乗降ロビー」に改める。